



高山村ふるさと祭り
～花火大会協賛金に～
ご協力ください！

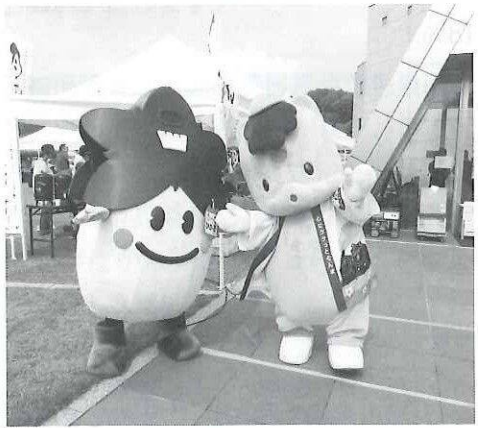
「高山村ふるさとまつり」は、お盆にふるさと高山村に帰って来られるご家族やお友達、村民皆様にも夏の風物詩として親しまれ、今夏で34回目を迎えることになりました。

今年も皆様のお子さんの誕生や、成長のお祝い、金・銀婚式やご長寿のお祝い等の記念に花火大会にご協賛戴ければ大変ありがたいと思っております。

ご協賛戴いた方は、プログラムに氏名・コメントを掲載し、花火打ち上げの際に場内放送させていただきます。

ご協賛戴ける場合には、一口5千円より受付致しますので、お気軽に役場地域振興課へご連絡を戴ければ、こちらからお伺い致します。

◎花火協賛金のお申し込み
高山村役場 地域振興課まで
☎63-2111
※切 7月22日(火)



ぐんま天文台
夏祭り2014

7月26日(土) 午後2時～午前2時
7月27日(日) 午前10時～午後5時
ぐんま天文台を会場に「ぐんま天文台夏祭り2014」を開催します。

望遠鏡・天文グッズ・書籍などの展示即売会、アマチュア天文家のフリーマーケット、天体望遠鏡メーカーによる天体観望会など天文に関連したイベントが盛り沢山。

このほか、26日は高山村高原野菜プレゼントや高山村のゆるキャラ「ひかるくん」の記念撮影会、27日には高山村特産品の展示即売会、ブランド米「月あかね」を使用した「月あかねライスバーガー」の販売など高山村ならではの企画があります。また、27日には「ぐんまちゃん」との記念撮影会も予定されています。

そして、夜はもちろん大型望遠鏡での天体観望をお楽しみいただけます。この機会にぜひ、ぐんま天文台にお越しください！！

平成26年度 群馬県介護支援専門員試験について

平成26年10月26日(日)に実施される群馬県介護支援専門員実務研修受講試験について、試験案内を役場住民課窓口及び保健センター窓口において配布いたします。受験を希望される方は申込期限である7月25日(金)までにお持ち帰りのうえお申し込みください。なお、試験案内については下記の場所でも配布しております。

- 県内各市役所・各町村役場
- 県庁(介護高齢課、県民センター)
- 県中部福祉事務所、各県保健福祉事務所
- 群馬県社会福祉協議会福祉人材課(県社会福祉総合センター6階)

問い合わせ 役場住民課 ☎63-2111(内線62)

**家賃の安い県営住宅に
入居しませんか**

県営住宅の定期募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施しています。今回は7月募集のお知らせです。

▽所在地・間取り・募集戸数・家賃募集案内をご覧ください

▽入居資格 現在住宅に困窮しており、親族と同居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人など

※収入制限があります

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ(Ⓐhttp://www.gunma-jk.or.jp)をご覧ください

▽申込期間 平成26年7月1日(火)～15日(火)

▽入居可能日 平成26年10月1日(水)

▽申し込み方法 所定の申込用紙を郵送

▽申込用紙・募集案内配布場所
県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県土木事務所、市役所・町村役場

(土・日・祝日は県住宅供給公社のみで配布しています。なお、祝日は営業していません)

▽その他 入居者は、公開抽選で選定します

※一部の住宅(田口団地、萱野団地、下新田団地、鼻高団地、城山団地、下河原団地、城ノ岡団地、島山団地、浜町団地、矢場団地、成塚団地、青柳団地、大島団地、本郷団地、田篠団地、二軒在家団地、中島団地、丘山団地)については、随時申し込みを受け付けます。詳しくはお問い合わせください

▽問い合わせ先 県住宅供給公社(☎027-2223・5811 FAX 027-2223・9808)

高山村職員募集

高山村では、平成27年度に採用する職員を募集します。

【採用予定人員】
一般事務………若干名

【受験資格】
昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、高等学校を卒業している人、又は平成27年3月に卒業見込みの人。

【試験科目・内容】
▽第一次試験9月21日(日)
教養試験(職員として必要な一般的教養・知識・技能についての択一試験)

▽第二次試験10月下旬
面接試験・作文試験・身体検査(第一次試験合格者に通知します)

【試験会場】
パレット文化ホール(中之条町文化会館)

【申込受付期間】
7月22日(火)～8月15日(金)まで

申込用紙は、役場総務課に用意してあります。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。(土曜日、日曜日、祝日は除きます)

なお、郵送での申し込みも簡易書留で8月15日(金)の消印のあるものまで受付します。

【申し込み・問い合わせ】
高山村役場総務課
☎(63) 2111
担当 平形

ふるさと納税で高山村を応援してください！

「上州高山ふるさと寄附」は、平成20年に開始してから現在まで、延べ26件、総額4,873,000円のご寄附をお預かり致しました。

この「上州高山ふるさと寄附」に、今年度から新たに「お礼券(金券)」と「高山村の農産物等の特産品」を贈呈する特典をご用意致しました。

○「上州高山ふるさと寄附」の特典とは…
5,000円以上のご寄附をいただいた方に、寄附の金額の4分の1に相当する額の「お礼券」(その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた額の金券)を贈呈致します。

さらに、ご寄附の金額に応じ左記に掲げる金額に相当する「高山村の農産物等の特産品」を贈呈致します。

○ふるさと納税の仕組みは…
市町村に寄附を行うと、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附のうち2,000円を超える額については、概ね個人住民税所得割の1割程度を上限として全額が控除されます。

つまり、寄附を行うことで所得税及び住民税が減税され、あたかも自分の応援したい市町村に納税したのと同じ効果になる仕組みになっています。



お礼券



1万円相当の特産品

- 高山村のふるさと納税「上州高山ふるさと寄附」の流れは…
- ①「寄附申込書」の提出(寄附者)
 - ②「納入通知書」或いは、「郵便局の振替払込書」の発行(高山村)
 - ③「寄附金」の納付(寄附者)
 - ④「寄附金受領証明書」の発行及び、「お礼券(金券)」並びに「高山村の特産品」の贈呈(高山村)
 - ⑤寄附をした翌年の3月15日までに、「寄附金受領証明書」により確定申告(寄附者)
 - ⑥寄附をした年の「所得税の還付」及び、寄附をした翌年度の「個人住民税の軽減」により税金の減税(寄附者)
- 詳細については…
高山村役場(総務課) ☎0279-63-2111(内線11)へお問い合わせください。

後期高齢者医療保険者証の更新について

8月1日から保険医療機関で御提示いただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい被保険者証の色は「紫色」です。今までの被保険者証は8月以降御使用できなくなりますので、新しい被保険者証を7月中にお手元に届くように郵送いたします。

なお、新しい保険者証が届きましたら住所、氏名等の確認をしていただき、8月から御使用くださいますようお願いいたします。

○被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律が改正され、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うことになりました。そのため群馬県後期高齢者医療広域連合においても平成23年度から被保険者証の様式を改正して、臓器提供に関する意思表示欄を設けています。

被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄に記入することで、臓器を提供するか、しないかの意思を表すことができます。また、意思表示した内容について見られたくない場合は、市町村に置いてあります「個人情報保護シール」を御利用ください。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

○自己負担割合について

7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の今年度（平成25年度）の住民税課税所得により判定されます。住民税課税所得が145万円以上の方は3割負担、145万円未満の方は1割負担となります。なお、平成25年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額（①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円）を住民税課税所得から控除し負担割合を判定します。

ただし、上記の判定で3割負担に該当する方のうち、前年（平成25年）の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が

520万円未満

③同一世帯に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

○限度額適用・標準負担額減額認定証について

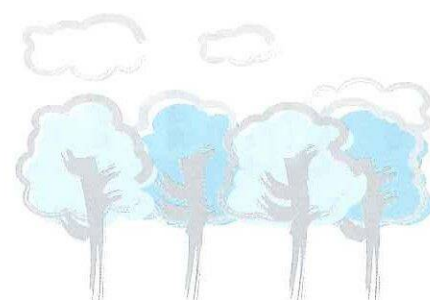
住民税非課税世帯の被保険者は限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関で提示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが自己負担限度額までにとどめられたり、入院したときの食事代が減額されたりします。現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、有効期限が平成26年7月31日までとなっています。引き続き御使用になるためには（8月中に）申請手続きをして、新しい証の交付を受けてください。

○短期被保険者証について

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

お問い合わせ先

高山村役場 住民課 ☎63-2111（内線63）
群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎（027）256-7125



後期高齢者医療制度に加入の皆様へ 平成26・27年度の保険料率が決まりました

平成26年度の軽減措置についても、決定となりました。

○ 保険料率

区 分	平成26年度、平成27年度	平成24年度、平成25年度
所得割率	8.60%	8.48%
均等割額	43,600円	42,700円
限度額	57万円	55万円

平成26年度相当保険料額の計算方法

年間保険料額＝均等割額（43,600円）＋所得割額

（（被保険者本人の平成25年中の総所得金額等の合計額－33万円）×8.60%）

軽減に該当する方は、軽減額を引いてください。

4月以降、年度途中に加入する方は、「年間保険料額」÷12月×加入月（100円未満切捨て）で求めた金額が保険料額となります。

○ 平成26年度相当保険料額の軽減内容

平成26年度の軽減割合や該当条件は、次のとおりです。

※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、軽減措置が継続されます。

軽減内容	軽減該当条件（均等割の軽減は被保険者及び世帯主、被保険者の属する世帯のほかの被保険者の総所得金額等の合計額で判定）
均等割9割軽減	「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）」
均等割8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」以下の世帯
均等割5割軽減	「基礎控除額（33万円）＋24.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割2割軽減	「基礎控除額（33万円）＋45万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割5割軽減	被保険者本人の総所得金額等の合計額－基礎控除額（33万円）が58万円以下の場合
被扶養者軽減（均等割9割軽減）	後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険（国保、国保組合以外）の被扶養者であった方 ※所得割額は課されません。

20歳になったら必ず 国民年金に加入しましょう

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日を迎えたら、すみやかに市役所・町村役場の国民年金担当係で加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、手続きは不要です。また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』、学生以外の方については保険料の納付が免除または猶予される『免除制度』や『若年者納付猶予制度』です。この猶予（免除）を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができません。（一部免除の場合には残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります。）

なお、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

学生納付特例制度などを申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。
・渋川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）

児童扶養手当のご案内

○受給資格

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童のうち、次のいずれかにあてはまる児童を監護している父又は母、若しくは父又は母に代わってその児童を養育している場合に支給されます。いずれも国籍は問いません。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④その他

○次の場合手当が支給されません

児童に関すること

- ①日本国内に住所を有しない場合
- ②父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受け取ることができる場合
（※ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます）
- ③その他

父又は母、養育者に関すること

- ①日本国内に住所を有しない場合
- ②公的年金給付（老齢福祉年金以外）を受けることができる場合
※児童が公的年金給付の加算対象になっていない場合でも支給対象外となります。
ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます。
- ③平成15年4月1日までに、手当の支給要件に該

当してから5年を経過している場合（父を除く）

○手当月額

児童が1人の場合 支給額…41,020円

（平成26年4月分から）

児童が2人の場合 支給額…46,020円

（2人目が5,000円の加算）

児童が3人以上の場合 1人につき3,000円加算

※所得額に応じて全部支給、一部支給、支給停止となります。

○手当での支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

（例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。）

○平成20年4月からの支給制限について

平成20年4月から、手当受給から5年以上経過した者等（養育者を除く）について、手当額の2分の1が一部支給停止（減額）されることとなりました。ただし、次の適用除外事由に該当し届出を行った場合、一部支給停止（減額）とはなりません。

- ①就業している場合や求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合
- ②一定の障害状態にある場合
- ③負傷・疾病等により就業困難な場合
- ④児童または親族の介護のため、就業困難な場合

特別児童扶養手当のご案内

○受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に該当する障害のある児童を監護する父もしくは母（主に所得の多い人）または父母にかわって児童を養育している人です。

○次の場合手当が支給されません

- ①父母・養育者及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ②児童が障害を事由とする年金を受けることができる場合
- ③児童福祉法により児童福祉施設等（通所施設除く）

に入所している場合

○手当月額

1級 支給額…49,900円（平成26年4月分から）

2級 支給額…33,230円（平成26年4月分から）

○手当での支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、11月の年3回、支払月の前月（11月は当月）までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

（例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。）

★印が7月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	使用料	上下水道
4月			●					
5月		●						●
6月	●							
7月		★		★	★	★	★	★
8月	●			●	●	●		
9月				●	●	●	●	
10月	●	●		●	●	●		
11月				●	●	●	●	
12月				●	●	●		
1月	●	●		●	●	●	●	
2月				●	●	●		
3月				●	●	●	●	

税金は 社会を支える あなたの会費

みんなの広場

たかやまの文壇

（文化協会俳句部）

【五月句会】
草引に妣の来るやう青葉風
轉やいよよオーブン道の駅
萌え出ずる雑木林の空の色
苦も染もみんな昭和の日となりぬ
遠き日の戦の記憶夏来たる
雨土につちかふ草木新樹光
目も脳も渴いてゆけり麦の秋
五月晴詠い納めて卒寿なる
リラ咲くやなじみの本屋店じまい
母の日や猫の待ちたる押車
代掻きの田にほととぎすの声ひびき
水無くて田植えの日どり迷ひけり
姉ときし山懐のさくら草
バス降りてほつと一息夕おぼろ

【六月句会】
植田よりドミノ倒しの風が来る
車椅子押せば青葉にふれるほど
筋曲げぬ先達遊けり麦の秋
ひとりつ子のひとりままごと柿若葉
芍薬の一句残して逝きし人
臥る身を遠くに思ふかきつばた
電話では足らぬ話や茄子の花
伝言の文字つたなくも梅雨晴間
丁度いい葉に正座して青蛙
時どきはのんど鳴らして青がえる
冷夏かも不安かかへて田道ゆく
破風山のみどり増しきて君逝きぬ
電害の赤文字ゆがむ農日誌
朝な夕な棚田通いや蚪蚪飢うる
清らかな水が大好き水芭蕉
ざりがにを釣って遊んだ幼き日

昭典 朝郎 良郷 幸子 節子 あきを 耀子 泰枝 幸子 良郷 節子 朝郎 あきを 泰枝 耀子